

令和6年度 保育所（園）・こども園・幼稚園 会計年度任用職員を随時募集しています

任用期間…令和6年4月1日～令和7年3月31日（再度の任用の可能性あり 最大4回）

※調理師は、再度の任用なし

手当…通勤手当、週30時間以上勤務のある場合は、期末手当、勤勉手当の支給あり ※変更の可能性あり

選考方法…面接、作文

持ち物…写真付き履歴書、資格・免許証明書の写しまたは取得見込み証明書、筆記用具

※幼稚園免許更新者は、免許更新確認書が必要です。

※資格・免許の氏名が変更している場合は、戸籍抄本を添付してください。

（令和5年度に本市で雇用され既に提出した人は除く）

申し込み・問い合わせ…こども課 ☎587-6052、FAX586-2176



■月額職員

職 種	募集人数	資格・免許	勤務場所	給 料 (変更の可能性あり)
①保育士、幼稚園教諭 (シフト有)	5人程度	保育士資格 幼稚園教諭免許	保育所(園)・こども園・幼稚園	月額235,500円
②栄養士	1人	栄養士、管理栄養士	保育所(園)・こども園	月額224,100円

■時給職員

職 種	募集人数	資格・免許	勤務場所・勤務時間	報 酬 (変更の可能性あり)
③早朝・延長・ 土曜日保育担当	10人程度	保育士資格	保育所(園)・こども園 (月)～(金) 7:30～8:30、16:00～19:00 〔内1～3時間〕	時給1,111円 ～1,251円
			(土)7:30～19:00 〔内4～7.75時間〕 ※いずれも勤務時間は応相談	
④事務休憩代替	5人程度	保育士資格 幼稚園教諭免許	保育所(園)・こども園 (月)～(金) 11:00～17:00 〔内4時間程度〕	時給1,111円
⑤事務代替	1人	保育士資格 幼稚園教諭免許	幼稚園 (月)～(金) 9:00～14:00 〔内4～5時間〕	時給1,111円
⑥調理師	2人	調理師免許	保育所(園)・こども園 (月)～(金) 8:30～12:30 1人 8:30～16:15 1人	時給1,060円
⑦預かり保育担当	2人程度	保育士資格または 幼稚園教諭免許	幼稚園 (月)～(金) 14:00～18:00 ※勤務時間は応相談	時給1,111円 ～1,251円

※詳細は市ホームページをご覧ください。



◀市ホームページ



計画(案)等に対する意見募集

計画等の内容をより良いものにするため、各計画(案)等に関して、広く周知し皆さんの意見を募集します。

- ★閲覧時間は、各施設の執務時間内に限ります。
- ★閲覧場所は、各担当課以外に市役所本館情報公開コーナー、野洲図書館、各コミュニティセンター、人権センター、市民交流センターでも可能です。
 - ※市ホームページでも閲覧可
 - ※コミュニティセンターみかみは改修工事のため、他の閲覧場所または市ホームページをご覧ください。
- ★意見の提出は、閲覧期間内に住所、氏名、電話番号、意見(様式自由)を記入の上、郵送、ファクス、Eメールまたは持参のいずれかで各問い合わせに記載の担当課(〒520-2395野洲市小篠原2100番地1)
- ★上記意見募集において提出されたご意見は、参考とさせていただきますが、個別の回答は行いませんのでご了承ください。後日、市ホームページ等でご意見に対する回答を掲載します。

食育推進計画(第4次)(案)

市では、市民と行政の協働に基づき、食育推進に対する取り組み内容・方針を明らかにした「野洲市食育推進計画(第4次)」を策定します。

閲覧期間…1月17日(水)まで

閲覧場所…健康推進課(健康福祉センター内)ほか

意見の提出・問い合わせ…

健康推進課(〒520-2315 野洲市辻町433-1)

☎588-1788、FAX586-3668、

Eメールkenkou@city.yasu.lg.jp

第2期いのち支える自殺対策計画(案)

市では、“誰も自殺に追い込まれることのない社会”の実現をめざし、自殺対策を総合的かつ計画的に推進するため、「第2期いのち支える野洲市自殺対策計画～誰も自殺に追い込まれることのない野洲市をめざして～」を策定します。

閲覧期間…1月17日(水)まで

閲覧場所…健康推進課(健康福祉センター内)ほか

意見の提出・問い合わせ…

健康推進課(〒520-2315 野洲市辻町433-1)

☎588-1788、FAX586-3668、

Eメールkenkou@city.yasu.lg.jp

第3期国民健康保険保健事業実施計画(データヘルス計画)・

第4期国民健康保険特定健康診査等実施計画(案)

市国民健康保険では、被保険者の健康・医療情報を活用しながら保健事業を計画的に推進していくため、「第3期野洲市国民健康保険保健事業実施計画(データヘルス計画)・第4期野洲市国民健康保険特定健康診査等実施計画」を策定します。

閲覧期間…1月17日(水)まで

閲覧場所…保険年金課ほか

意見の提出・問い合わせ…保険年金課 ☎587-6081、FAX586-2177、

Eメールnenkin@city.yasu.lg.jp



第7期障がい福祉計画(案)および第3期障がい児福祉計画(案)

市では、障がいのある人が基本的人権を享有する個人としての尊厳にふさわしい日常生活や社会生活を営むことができるよう、障がい福祉サービス等の提供量の見込みやその確保策等について定めた「第7期野洲市障がい福祉計画」および「第3期野洲市障がい児福祉計画」を策定します。

閲覧期間…1月17日(水)まで

閲覧場所…障がい者自立支援課ほか

意見の提出・問い合わせ…障がい者自立支援課 ☎587-6087、FAX586-2177、Eメールjiritu@city.yasu.lg.jp

地域公共交通計画(案)

市では、将来にわたって持続可能な地域公共交通にするため、「野洲市地域公共交通計画」を策定します。

閲覧期間…1月26日(金)まで

閲覧場所…協働推進課ほか

意見の提出・問い合わせ…

協働推進課 ☎587-6043、FAX587-4033、

Eメールkyodosuishin@city.yasu.lg.jp

市民憲章および市の花・鳥・木(案)

市では、令和6年10月に市制施行20周年を迎えることを機に「市民憲章」および「市の花、市の鳥、市の木」の制定を進めています。

閲覧期間…1月26日(金)まで

閲覧場所…協働推進課ほか

意見の提出・問い合わせ…

協働推進課 ☎587-6043、FAX587-4033、

Eメールkyodosuishin@city.yasu.lg.jp



第9期高齢者福祉計画・介護保険事業計画(案)

市では、高齢者が住み慣れた地域で安心して暮らせるまちづくりを実現するため、介護保険事業サービスの見込量と各種施策の基本方針を定め、介護保険制度の円滑な実施と高齢者福祉施策の総合的な推進を目的とした「第9期野洲市高齢者福祉計画・介護保険事業計画【令和6～8年度】」を策定します。

閲覧期間…1月25日(木)～2月8日(木)

閲覧場所…介護保険課、高齢福祉課(健康福祉センター内)ほか

意見の提出・問い合わせ…介護保険課 ☎587-6074、FAX586-2176、Eメールkaigo@city.yasu.lg.jp

第3期生涯学習振興計画(案)

市教育委員会では、生涯にわたり必要な知識や技能を学び、その成果を生かすことができる環境の整備を進めるため、その指針となる「第3期野洲市生涯学習振興計画」を策定します。

閲覧期間…1月29日(月)～2月16日(金)

閲覧場所…生涯学習課(人権センター内)ほか

意見の提出・問い合わせ…生涯学習課(〒520-2331野洲市小篠原1780番地)

☎587-6053、FAX587-3835、Eメールsyougai@city.yasu.lg.jp

令和6年4月
スタート

公共施設予約システムが始まります

スポーツ施設や文化施設を利用される人の利便性向上と、受付事務の効率化を図るため、公共施設予約システムを導入します。

このシステムにより、お手持ちのスマートフォンや自宅のパソコン等から、いつでも公共施設の予約や空き状況の確認ができるようになります。

●導入対象施設

スポーツ施設 (13施設)	総合体育館、中主B & G海洋センター、市民グラウンド、野洲川河川公園、各小・中学校（学校開放9校）
文化施設 (12施設)	シライシアター野洲、文化小劇場、さざなみホール、各コミュニティセンター（7施設）、野洲図書館（ホール、会議室等）、野洲クリーンセンター（会議室）

●利用者登録のお願い

このシステムをご利用いただくには、事前の利用者（団体）登録が必要です。右の画像から登録申請をお願いします。

※登録せずに、これまでどおり窓口で予約することも可能です。



●登録申請から利用開始まで

1月31日まで（利用者事前登録）

システムを使って予約をしたい人は、1月31日までに上記の利用者登録をお願いします。

2月中旬から（窓口での本登録処理）

事前登録をいただいた内容について確認（本登録処理）を行いますので、施設窓口へお越しいただき、本人確認等の手続きをお願いします。窓口での確認後に、システム利用に必要となる「利用者ID」を電子メールで発行します。

3月上旬～中旬頃（利用者向け説明会）

利用者向けのシステム操作説明会を開催します。詳細は、「広報やす」や施設窓口等で改めてお知らせします。

4月1日から（システム本稼働）

システムで予約をしていただけるようになります。

問い合わせ…行財政改革推進室 ☎587-6039、FAX586-2200

省エネ家電への買い換えに補助金を交付します

対象…①野洲市に住民登録があり、市内に居住している人

②市税の滞納がないこと

対象製品…エアコンまたは冷蔵庫で次に該当するもの

- 最新の省エネ基準達成率100%以上のもの
- 買い換え目的で新品を購入し、自ら居住する家庭に設置したもの
- 令和5年12月1日(金)～3月8日(金)に購入および設置したもの

補助額…購入金額の1/2（本体のみ対象、上限3万円、千円未満切り捨て）

※1人につき1台限り

交付申請受付期間…3月8日(金)まで

※受付期間であっても予算に達し次第、受け付け終了となります。ご注意ください。

※申請方法等の詳細は市ホームページをご覧ください。

申請・問い合わせ…環境課 ☎587-6003、FAX587-3834



市ホームページ



ごみ分別アプリをリリースしました

市のごみに関する情報をお調べいただける便利なアプリができました。登録は無料ですので、スマートフォンやタブレット端末でダウンロードし、ぜひご利用ください。

※当アプリの情報が、「野洲市ごみ分別名人」の冊子と一部異なる場合がありますが、アプリの情報が最新となります。



ダウンロードはこちら



iPhone(iOS)



Android

●主な機能

ホーム画面

カレンダーで収集日を確認できます。

ごみの出し方、ごみ分別辞典

品目、分類ごとのごみの出し方を確認できます。

よくある質問

お問い合わせの多い質問をQA形式で確認できます。

アラート

収集日前日や収集日の設定時間にごみ出しをお知らせします。

問い合わせ…環境課 ☎587-6003、FAX587-3834

市営住宅入居者募集

募集戸数…12戸（入居予定日／4月1日）

申込資格（主なもの）…

次の①～⑥を全て満たす人

- ①市内に3カ月以上住所があるか、市内に6カ月以上勤務している人
- ②税金等を滞納していない人
- ③現に同居している、または同居しようとする親族がある人
- ④入居予定者全員の収入月額の合計が原則15万8千円以下の人
- ⑤住宅に困窮している人
- ⑥申込者および同居人が暴力団員^(注)でないこと



(注)暴力団員とは、暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律第2条第6号に規定する暴力団員

募集期間…1月5日(金)～18日(木) 午前8時30分～午後5時（土曜・日曜日、祝日は除く） ※持参に限る。

募集团地一覧…

	団地名	号棟	階	目的	構造	区分	使用料 (令和5年度)	学校区	備考
1	永原第1団地	1	2	一般	3DK	单身不可	22,800円～	祇王	EV無/駐車場有
2	永原第1団地	2	1	老人*・身体障がい者	3DK	单身不可	23,100円～	祇王	EV無/駐車場有
3	永原第1団地	2	2	一般	3DK	单身不可	23,100円～	祇王	EV無/駐車場有
4	永原第1団地	3	2	一般	3DK	单身不可	23,300円～	祇王	EV無/駐車場有
5	新上屋団地	1	2	一般	3DK	单身不可	22,800円～	祇王	EV無/駐車場有
6	新上屋団地	1	3	一般	2DK	单身不可	20,100円～	祇王	EV無/駐車場有
7	新上屋団地	1	4	一般	2DK	单身不可	20,100円～	祇王	EV無/駐車場有
8	新上屋団地	3	1	老人*・身体障がい者	2DK	单身不可	20,900円～	祇王	EV有/駐車場有
9	新上屋団地	4	1	老人*・身体障がい者	2DK	单身不可	21,100円～	祇王	EV有/駐車場有
10	小篠原団地	—	2	一般	3DK	单身不可	15,900円～	野洲	EV無/駐車場有
11	和田団地	—	3	一般	3DK	单身不可	25,700円～	野洲	EV有/駐車場有
12	木部団地	—	1	老人*・身体障がい者	2DK	单身不可	20,800円～	中主	EV有/駐車場有

*老人とは、入居者またはその同居親族に60歳以上の人が含まれること。

- 申込書類を審査後、住宅運営委員会で選考します。
- 使用料は、全ての入居者の所得等により決定するため、入居者によって金額が異なります。また、法令等の改正により、毎年変更される可能性があります。
- 駐車場利用の場合、保証金9,000円および3,000円/月の使用料が必要です。
- 別途共益費が必要です。

申し込み・問い合わせ…住宅課 ☎587-6322、FAX586-2176

令和5年中所得にかかる確定申告相談日程のご案内

もうすぐ税の申告時期です。

申告者は、1年間の所得と税額を自分で正しく計算し、申告する義務があります。正しい申告をするためにも、早めに準備をしましょう。税務課では、2月16日(金)～3月15日(金)に施設で巡回相談を実施します。



【市主催の申告相談日程】

(土曜・日曜日、祝日は除く)

相談会場		相談日時
総合防災センター2階研修室 (辻町488番地)		2月16日(金)～27日(火)
野洲文化小劇場 (小篠原2142番地)		2月28日(水)～3月7日(木)
中主防災コミュニティセンター2階 防災研修室(西河原2400番地)		3月8日(金)～15日(金)
相談時間	午前の部	午前9時～正午
	午後の部	午後1時～3時30分

※2月27日(火)、3月7日(木)は午前の部で終了します。

※3月8日(金)のみ午後の部を午後6時まで延長します。

◆◆お願い◆◆

- ①申告相談は、どの相談会場でもできますが、混雑を避けるため対象地域でのご来場にご協力ください。
※対象地域は、「広報やす」2月号および市ホームページに掲載します。
- ②青色申告、譲渡所得、住宅借入金等特別控除(令和5年中の入居者)の申告該当の人は、草津税務署での申告となり、市主催の申告相談では申告できません。
- ③医療費控除を受ける人は、申告相談日までに必ず医療費控除の明細書の作成をしておいてください。また、可能な限り草津税務署主催の申告相談を活用してください。
- ④事業所得(営業・農業)および不動産所得のある人は、申告相談日までに必ず【収支内訳書】を作成のうえ、ご来場ください。
- ⑤上場株式の配当所得や株式譲渡所得のうち、特定口座で源泉徴収することを選択した場合は、申告は選択制になります。申告した場合、課税所得に計上されるため、収入や所得を基準とする国民健康保険税や後期高齢者医療保険料、介護保険料および福祉制度等に影響する場合がありますので、ご注意ください。
- ⑥国民年金保険料について社会保険料控除の適用を受けようとする人は、日本年金機構が発行する「社会保険料(国民年金保険料)控除証明書」か、保険料の支払領収書の添付または提示が必要です。
- ⑦施設管理や緊急車両の走行の都合上、各会場とも午前8時30分以前のご来場は禁止します。

【草津税務署主催の申告相談(市内実施分)日程】

年金所得のみの人、給与所得者で医療費控除を受ける人、退職等により年末調整を受けていない人や令和5年中の入居者で住宅借入金等特別控除を新たに受ける人の還付申告受付を次のとおり行います。必要書類については、国税庁ホームページを確認するか、草津税務署にお問い合わせください。

日程	時間	会場	対象者
2月2日(金)	午前9時30分～正午、午後1時～3時30分 (受付/午前9時30分～11時30分、午後1時～3時) ※混雑状況により、予定より早く受付を終了する場合があります。	コミセンきたの (大ホール)	年金所得のみの人、給与所得者で医療費控除を受ける人、住宅借入金等特別控除の適用を新たに受ける人など

●医療費控除には明細書の添付を

- 確定申告にて医療費控除を適用する際には、「医療費控除の明細書」が必要になります。
(医療費の領収書の添付、または提示による医療費控除の適用はできません)
- 医療保険者から交付を受けた医療費通知(健康保険組合等が発行する「医療費のお知らせ」など)を添付すると、明細書の記入を一部省略できます。
- 医療費の領収書は、自宅で5年間保存する必要があります。税務署から求められたときは、提示しなければなりません。

●確定申告は、マイナンバーカード × e-Tax でさらに便利!

- 確定申告書作成コーナーを利用すると、**自動計算**で確定申告書を作成できます。

e-Taxの5つのメリット

- ①税務署への持参不要
- ②印刷・郵送料不要
- ③添付書類提出不要(一部の書類は除きます)
- ④確定申告期間24時間利用可能(メンテナンス時間を除きます)
- ⑤早期還付(3週間程度で還付)書面提出の場合は、1カ月～1カ月半で還付

問い合わせ…▽所得税に関すること 草津税務署 ☎562-1315 (代表・自動音声案内)

▽市・県民税、申告相談に関すること 市税務課 ☎587-6040、FAX587-2439

令和6年度課税から上場株式等の配当所得や譲渡所得等の課税方式が統一されます

令和6年度課税（令和5年中所得）から、上場株式等の配当所得や譲渡所得等の課税方式が統一されます。このことにより、所得税と個人住民税とで異なる課税方式を選択することができなくなります。

所得税で配当所得および譲渡所得等を申告する場合

所得税で上場株式等の配当所得および譲渡所得等を確定申告すると、これらの所得は個人住民税でも合計所得金額や総所得金額に算入されることとなります。

これにより、扶養控除や非課税判定、国民健康保険税や後期高齢者医療保険料、介護保険料等の算定や各種行政サービスに影響が出る場合がありますので、申告の際はご注意ください。

なお、所得税の確定申告において選択した課税方式（総合課税、分離課税、申告不要）は、その後修正申告等により変更することはできません。

詳細は、国税庁ホームページをご覧ください。

問い合わせ…税務課 ☎587-6040、FAX587-2439



国税庁ホームページ

令和6年度から森林環境税（国税）の課税が始まります

森林環境税とは

令和6年度から国内に住所を有する個人に対して課税される国税です。住民税均等割の枠組みを用いて1人当たり年額1,000円を市町村が賦課徴収し、その税収は全額が森林環境譲与税として都道府県・市区町村へ譲与される仕組みとなっています。

令和6年度の市・県民税、森林環境税は、令和5年中の所得に基づいて課税されます。



森林環境税

令和6年度以降の市・県民税均等割および森林環境税

市・県民税の均等割は、東日本大震災復興基本法に基づき平成26年から10年間にわたり、臨時的に年額1,000円引き上げられ、賦課徴収していました。この臨時的措置が終了し、令和6年度から新たに森林環境税が導入されます。

		令和5年度まで	令和6年度以降
国 税	森林環境税	—	1,000円
県民税	住民税均等割	2,300円	1,800円
市民税		3,500円	3,000円
計		5,800円	5,800円

詳細は総務省ホームページをご覧ください。

問い合わせ…税務課 ☎587-6040、FAX587-2439



総務省ホームページ